

## 【事案 1 の概要】

### 職員の懲戒処分について

神戸大学は、職員（男性、60代）に対し、令和6年12月6日付けで、出勤停止2週間の懲戒処分を行いました。

当該職員は、令和5年4月から同年6月にSNS上において、自身の見解に基づく不正確な情報について投稿を行い、当該期間中の投稿に対し、多い時には500万を超える閲覧数を数え、投稿に対する返信等による二次的な情報拡散による閲覧も多数確認されている。その結果、個人の見解に基づく不正確な情報が極めて多数の者に拡散しており、当該職員の行為は、大学の信用を毀損する極めて悪質な行為であると判断した。

以上により、本学の就業規則に規定する、大学の名誉又は信用を傷つけた場合に該当することから、懲戒処分としたものです。